

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）にプレス作業員として採用され、ゴム製品などのプレス加工作業に従事していた。

請求人によれば、プレス作業において型からゴム製品を取り出す作業を繰り返して行っていたところ、指に痛みが生じ、その痛みがとれなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「右第4指ばね指、左第1指ばね指、左第2指ばね指、左第4指ばね指」（以下「初回疾病」という。）と診断された。

請求人は、初回疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、初回疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、再び初回疾病にて、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、初回疾病とは発病日の異なる「右手狭窄性腱鞘炎」の請求であると判断し、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「前回処分」という）。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、再審査請求に及

んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成26年労第463号事件）。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「両手根管症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、業務により本件疾病を発症したと主張するところ、改めて一件記録を精査するも、次のとおりである。

（2）請求人が行っていた作業は、上肢（手指）にある程度の負担のかかる作業の範疇に該当すると思われるものの、請求人が申述する一連の作業工程の内容からしても、本件疾病を発症するに至る負担のかかる作業とは判断できない。

（3）請求人の本件疾病発症前における就労状況をみると、決定書理由に説示のとおりであるところ、当審査会としても、D医師作成の平成〇年〇月〇日日付け意見書における「業務量は上肢の負担となる過重な業務量はなく、作業形態や

作業姿勢から特に顕著な過重業務とは認められず、被災者の素因によるものが大きい（中略）。（中略）『両手根管症候群』と業務との相当因果関係については認められない。」との意見は妥当であって、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(4) 上記日付別売上明細表等資料一式を子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

(5) なお、請求人は、会社が健康診断を実施していなかった等会社の法令違反に関することについて主張するが、当審査会は、労働者災害補償保険給付に係る労働基準監督署長の具体的処分の当否を審査する機関であるので、当審査会の権限に属しない上記主張は、審査の対象とすることはできないものである。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。